

事務連絡
令和8年4月23日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

《国土交通省の運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局
総務部 契約課長 殿
企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿
技術管理課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室長 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
会計課公共工事契約指導室 課長補佐
技術調査課 工事監視官
北海道局予算課 課長補佐

出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上

国地契第 30 号
国官技第 207 号
平成 22 年 9 月 28 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿

大臣官房
地方課長
技術調査課長

出来高部分払方式の実施について

出来高部分払方式（以下「本方式」という。）については、通達「出来高部分払方式の実施について」（平成 18 年 4 月 3 日付け国地契第 1－2 号、国官技第 1－2 号）により実施してきたところであるが、「施工プロセスを通じた検査」の導入等を踏まえ、本方式の実施が円滑に行われるよう通達の解釈等を明確にしたので、今後は、別添実施要領に基づいて実施されたい。

なお、「出来高部分払方式の実施について」（平成 18 年 4 月 3 日付け国地契第 1－2 号、国官技第 1－2 号）は廃止する。

出来高部分払方式 実施要領

1 目的

出来高部分払方式は、前金払方式、中間前金払方式などの支払の回数が少なく間隔が長く、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行う方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）第 3 に規定する工事種別において、同第 1 号から第 3 号まで、第 9 号から第 17 号まで及び第 22 号に属する工事のうち地方整備局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

なお、国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る工事について「工期が 180 日を超えるもの」とは、全体工期が 180 日を超える工事とする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

1) 公告等及び入札参加希望者等への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者等に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、〔 〕内の文を記載するものとする。

- ・一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書
- ・指名競争入札の場合：入札説明書
- ・工事希望型競争入札及び随意契約の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、「施工プロセスを通じた検査の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 36 号、国官技第 338 号。以下「施工プロセス検査通達」という。）記第 2 に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について」(平成22年3月29日付け国地契第36号、国官技338号)による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

また、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」(平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号。以下「第三者品質証明通達」という。)記第2に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 本試行工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」(平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号。以下「第三者品質証明の試行の取扱い」という。)による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本工事の実施に当たって第三者品質証明の試行の取扱い別添の「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務の運用について」(平成25年2月28日付け国技建第5号)別添の「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」に基づき行うものとする。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。

(記載例)

第◇条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

2) 部分払の回数

- ① 出来高部分払方式の実施にあたっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項

を記入するものとする。

なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

- ② 工事請負契約書第 38 条第 1 項の部分払請求の上限回数について部分払請求の上限回数＝工期/90（端数切捨てとする。）
- ③ 国債に係る契約の工事請負契約書第 42 条第 3 項の部分払請求の上限回数について各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期/90（端数切捨てとする。）ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が 4 になる場合を除き、上限回数に 1 を加える。
- ④ 施工プロセスを通じた検査の試行対象工事における部分払請求の上限回数については、施工プロセス検査通達に定めるところによる。
- ⑤ 施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事における部分払請求の上限回数については、第三者品質証明通達に定めるところによる。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。

2) 前払金の支払い

出来高部分払方式による場合は、工事請負契約書に、以下の [] 内の条項を用いるものとする。

なお、工事請負契約書第 41 条については、第 1 四半期から第 3 四半期までの契約に係る工事及び第 4 四半期の契約に係る工事であって 1 月に契約を締結する予定の工事（入札・契約手続により 2 月以降に契約を締結することとなった工事を含む。）については（A）を、第 4 四半期に係る工事であって 2 月以降に契約を締結する予定の工事は（B）を用いることとする。

（前払金）

第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定等を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。
- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、

その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 7 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(国債に係る契約の前払の特則)

第 41 条(A) 国債に係る契約の前払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第 35 条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第 35 条第 5 項の「工期が 121 日以上(ただし、工期が 270 日以下の工事については、61 日以上)経過していなければならない。」は「工期が 121 日以上経過していなければならない(ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が 61 日以上経過するか、又は 2 月末日にならなければ、請求することができない。)」に読み替えるものとする。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 1 項の規定による読

替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、契約会計年度の工期が 60 日以下の工事については、第 35 条第 4 項及びこの条第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 5 項の規定は、適用しない。

- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条(B) 国債に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第 35 条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第 35 条第 5 項の「工期が 121 日以上（ただし、工期が 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。」は「工期が 121 日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が 61 日以上経過していなければならない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、請求された前払金

額が第 40 条第 1 項に定める契約会計年度の支払限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。

- 4 受注者は、前項の規定により契約会計年度の翌会計年度に前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が 121 日以上（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、61 日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 6 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。

[注] (B)は、2月又は3月に契約を締結することを想定して発注する場合に使用することとする。

3) その他

前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙 1～4 を参考として実施するものとする。

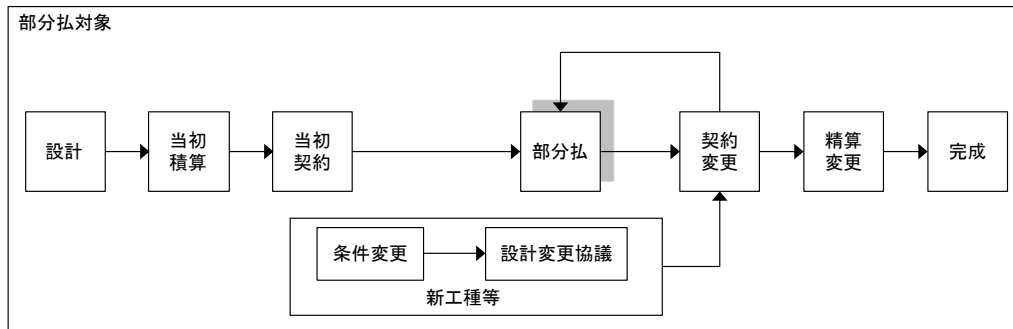
6 部分払

1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第 38 条第 1 項により行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に 変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行う

など、手続の簡素化を図るものとする。



2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

※ 請負代金相当額の算出方法（一般的な工事）

請負代金相当額 = (A + B + C + D) * 請負代金額

A： 直接工事費の出来高比率

B： 共通仮設費の出来高率は、直接工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

C： 現場管理費の出来高率は、純工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

D： 一般管理費の出来高率は、工事原価の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

3) 下請業者への支払に対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は60日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。

〔記載例〕

〔○〕 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は60日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議および契約変更

1) 設計図書の中に契約条件となる施工条件を明示し、その内容に変更が生じた場合は、発注者・受注者協議により適切に対応するものとする。また、明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても工事請負契約書の条項に基づき、発注者・受注者協議が行えるものである。

2) 指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認するものとする。

- 3) 契約変更については従来どおりとし、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものについては、工期の末に行うことにより足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの

なお、契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとし、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事については、施工プロセス検査通達により、第三者品質証明の対象工事については、第三者品質証明通達により実施するものとする。

9 検査

検査業務は、以下のとおり実施するものとし、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事については、施工プロセス検査通達により、第三者品質証明の対象工事については、第三者品質証明通達により実施するものとする。

1) 検査職員

検査職員の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済、完済、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査内容の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査は、「既済部分検査技術基準（平成31年3月29日付国官技第176号）」によるものとし、当該検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について（令和2年3月11日付国地契第57号、国官技第386号、国営設第178号）」及び「中間技術検査の積極的活用について（平成7年3月28日付け建設省技調発第62号）」に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の促進の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確

認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。

- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度試験結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度試験結果等から4週強度結果を推定した受注者の資料等により検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査は、「土木工事技術検査基準について」（平成18年3月31日付国官技第283号）によるものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化を図るものとする。

10 引渡し

検査職員が完成検査により工事の完成を確認した後、工事目的物の引渡しを受けるものとする。

11 その他

発注者および受注者は、出来高部分払方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めることとする。

別紙－ 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前払金請求書

¥400,000,000.－

ただし、令和○年度 ○○○○工事

請負代金額 ¥1,000,000,000.－

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※別紙－ 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙－ 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること、もしくは、工期 121 日以上経過していること（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過するか、2 月末日になっていること）について、甲又は甲の指定する者に認定を受け、認定通知書を受理したのち、直ちに発注者に提出すること。

【下線部は、契約書第 41 条(B)を用いる場合には「していること」とする。】

※契約書第 41 条(A)第 3 項後段により請求する場合は、なお書きを削除の上使用する。この場合、別紙－ 2 及び 3 を提出する必要はなく、振込口座等は別紙－ 1 に記載すること。
※前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別紙－ 2 及び 3 は、支払いに使用。

※前払金保証書は 1 枚とする。（2 回保証書をつくる必要はない。）

※工事請負契約書第 35 条第 2 項の規定による場合は、前払金保証書の閲覧に必要な保証契約番号及び認証情報を提供すること。（既に提供している場合を除く。）

別紙－２（４割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前払金請求書（Ⅰ）

¥200,000,000.－（工事請負契約書第35条第4項の請求金額）

ただし、令和○年度 ○○○○工事

請負代金額 ¥1,000,000,000.－

に対する前払金

| 指定振込銀行 | 預金種別 | 口座番号 |
|----------|------|------|
| | | |
| ふりがな | | |
| 口座 名義 | | |

別紙－3（出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前払金請求書（Ⅱ）

¥200,000,000.－（工事請負契約書第35条第6項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇工事

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 請負代金額 | <u>¥1,000,000,000.－</u> |
| 2 前払金請求額 | <u>¥ 400,000,000.－</u> |
| 3 受領済前払金額 | <u>¥ 200,000,000.－</u> |
| 4 未受領前払金額 | <u>¥ 200,000,000.－</u> |

| 指定振込銀行 | 預金種別 | 口座番号 |
|----------|------|------|
| | | |
| ふりがな | | |
| 口座 名義 | | |

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出来高認定請求書
工事期間

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ¥1,000,000,000.－
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。

(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過 (ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過又は 2 月末日) の場合)

【下線部は、契約書第 41 条(B)を用いる場合には削除する。】

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職指名)

請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 2. (3) から (6) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

3. 関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の受注者等に、別紙1の通知文案並びに中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例に関する別紙2及び別紙3の通知等を参考として適切に周知されたい。

各 位

〇〇地方整備局(〇〇事務所)
公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続の簡素化の促進について

標記について、当局(事務所)では、以下の運用を行うこととしたので、参考まで通知する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化等

- (1) 工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。以下同じ)第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の2分の1を経過し、かつおおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行なわれ、その進捗が金額面でも2分の1(国庫債務負担行為にあっては、年割額の2分の1)以上であることを確認しているところであるが、ここで進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書第1編第1章第1節24条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 土木工事共通仕様書第1編第1章第1節14条に基づく設計図書の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるようにする。

注1) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = (B + C) / A$$

A : 中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B : 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C : 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(土木工事共通

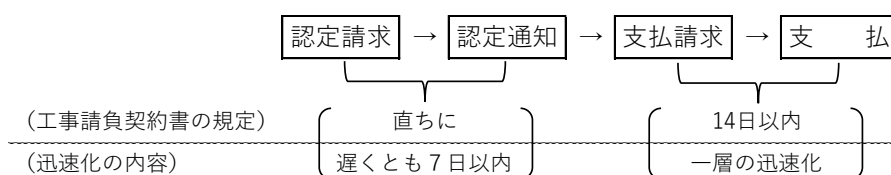
仕様書第1編第1章第1節14条に基づく変更指示文書発出
済のものに限る)

注2) 履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50%に満たないが、上式による出来高((B+C)/A)であれば50%以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにされたい。

- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めることとする。

注1) 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

注2) 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示す。



2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場目視での確認に代わり遠隔臨場での確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わな

いものとする。

- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

- a) 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。

- b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。なお、「検査書類限定型モデル工事について(依頼)」(令和元年7月1日付け建設システム管理企画室長事務連絡)の別紙「実施要領」による方法を実施することも可とする。

- (7) 2. (3) から(6)の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととする。

注) 以上の(1)～(7)の各項は、発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

建設省会発第 1279 号
昭和 48 年 3 月 22 日

官 庁 営 繕 部 長
各 地 方 建 設 局 長 あて
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

会計課長

中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について

中間前金払をした工事が、請負金額の 3 分の 2 以上に相当する工事出来高がある場合において、国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、昭和 47 年 7 月 25 日付け建設省会発第 633 号で通達された「公共工事の代価の中間前金払について」の記 1 の (2) の特例として、次の式により算定して得た額を既済部分払として行なうことができることとされたので、通知する。

なお、この既済部分払を行なうか否かについては、契約書第 46 条（編 注現行の工事請負契約書では第 55 条に当たる。）を適用し、請負者と協議の上決定するものとし、既済部分払を行なう場合にあつては、覚書又は協議書により行なうものであるので、念のため申し添える。

算定方式

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

おつて、この通知に基づく既済部分払を行なつたものについては、その工事件名、請負額、既済部分払金額及び繰越理由を記載した書面を本職あて送付せられたい。

各地方整備局等会計課長等 あて

大臣官房会計課企画専門官（法規担当）

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」の
新型コロナウイルス感染症に係る運用の明確化について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等（以下「中間前金払等」という。）については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第633号）、「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第634号）及び「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）に基づき実施されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等を実施する受注者に対して中間前金払等を実施することが予想されることから、下記の事項に留意し、適正な運用を図られたい。

記

1. 「その他正当な事由」について

中間前金払等を行うことができる工事については、「国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想されるもの」としているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事については、「その他正当な事由」があるものとして取り扱うこととして差し支えない。

2. 会計課長への書面の送付時期について

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」に基づく既済部分払を行ったものに係る書面については、おつて本職（会計課長）へ送付することとしているところであるが、この送付時期については、令和元年度終了後であっても差し支えない。